

経理の窓



毎日、酷暑が続きます。電気代節約のため、冷房を停めて閉めきった室内で熱中症になるケースも、無理をせず、水分、塩分補給・涼しい場所へ移動など早めの対策をして、暑さから身を守りましょう。重症のときは、救急車を

今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第2期分の納付
個人事業税の第1期分の納付

長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係について

国税庁が、長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係等について、発表しました。所得税・個人住民税の社会保険料控除については、居住者が、各年において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った者に社会保険料控除が適用されることとされています。

本年4月から実施されている長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料は、原則として、年金から特別徴収されていますので、保険料を支払った者は、年金の受給者自身ですから、その年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。

長寿医療制度の見直しにより、本年10月以降の保険料は、市区町村等へ一定の手続きを行うことにより、年金からの特別徴収に代えて、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により保険料を支払うことを選択できるように改正されました。この場合には、口座振替によりその保険料を支払った世帯主又は配偶者に社会保険料控除が適用されます。

社会保険料控除の適用を考える場合、一般に所得の多い者から、控除した方が、世帯全体では、所得税・個人住民税の額が少なくなります。長寿医療制度の場合は、年金から徴収された場合と世帯主又は配偶者が口座振替により支払う場合では、社会保険料控除が適用される方が変わるため世帯全体での所得税・個人住民税の負担額が、世帯によって相違する場合があります。

また、年金から特別徴収されている介護保険料についても、年金の受給者に社会保険料控除が、適用されますので、奥様の年金から特別徴収されている介護保険料を世帯主であるご主人様から控除することは、できないこととなります。

平成20年度税制改正のパンフレットや概要が省庁のホームページに掲載されました。

- 平成20年度法人税制改正の概要が、国税庁のホームページに掲載されています。
- 平成20年度税制改正のパンフレットが、財務省のホームページに掲載されています。

住宅ローン控除の適用期間は、平成20年12月31日とされていますが、内容を見直して延長される動きがあるようです。

